

おりほの

納

税 教室



皆さん、税の語源を知っていますか？

「税」という漢字の成り立ち

禾 + 兌 = 税

作物

交換すること

作物の一部を
交換すること

国などが徴収するお金



日常生活でさまざまな税と関わっています！

身の回りの「税」との関わり

所得税・住民税
(国税)固定資産税
(地方税)消費税・地方消費税
(国税)自動車税
(地方税)入湯税
(地方税)

★給料をもらったり

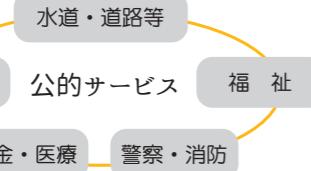
★土地や建物などを
所有していたら

★お店で買い物をしたら

★車を所有していると

★温泉に入ったら

税が何に使われているかというと…



国や地方公共団体（都道府県、市町村）による「公共サービス」は、私たちの暮らしに欠かせないものですが、その提供には費用がかかります。
税は、公的サービスの費用を賄うのですが、みんなが互いに支え合い、よりよい社会を作っていくため、この費用を幅広く公平に分かち合うことが必要です。



税は私たちの暮らしにとって大切なものです！

納税は国民の義務

税を納めることは、国民の義務として憲法に定められています。

【日本国憲法第30条】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う（納税の義務）。

税は、私たちが健康で文化的な生活を送るために欠かせないものです。きちんと納めましょう！

固定資産税納税通知書を発送します！

納付書で納める人には、納税通知書と併せて、
1年分（1期～4期）の納付書が送付されます。
大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう！



令和2年度 南三陸町納税カレンダー

	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)
4月	—	—	全期	第1期（暫定）	—	—
5月	—	第1期	—	—	—	—
6月	第1期	—	—	—	—	—
7月	—	第2期	—	第2期	第1期	第1期
8月	第2期	—	—	第3期	第2期	第2期
9月	—	第3期	—	第4期	第3期	第3期
10月	第3期	—	—	第5期	第4期	第4期
11月	—	第4期	—	第6期	第5期	第5期
12月	—	—	—	第7期	第6期	第6期
1月	第4期	—	—	第8期	第7期	第7期
2月	—	—	—	第9期	第8期	第8期
3月	—	—	—	—	第9期	第9期

問 町民税課課税係 ☎46-1372

* 今月の税 *

固定資産税……第1期

納の忘れのないよう、早めに準備しましょう！

納付期限
6月1日(月)口座振替日
5月25日(月)